長野市業務継続計画（ＢＣＰ）
【大規模災害編】

令和８年６月

長　野　市

― 目 次 ―

１　基本的な考え方 1
(1) 計画の目的 1
(2) 計画の位置付け 2
(3) 計画の基本方針 3
(4) 対象とする組織・庁舎 4
(5) 発動及び解除時期 4
(6) 決定権限者及び計画の指揮命令系統 4
２　被害状況の想定 5
(1) 地震の被害想定 5
(2) 風水害の被害想定 8
３　非常時優先業務の整理 12
(1) 非常時優先業務の考え方 12
(2) 非常時優先業務の選定及び優先基準 12
４　非常時優先業務実施のための職員体制 15
(1) 職員の初動体制 15
(2) 職員の参集状況予測（震災の場合） 20
(3) 職員体制の現状・課題と対応方針 21
５　非常時優先業務実施のための業務執行環境 23
(1) 市役所第一・第二庁舎の概要 23
(2) 市役所第一・第二庁舎の被害状況・復旧想定 24
(3) 業務執行環境の現状・課題と対応方針 26
６　新型インフルエンザ等発生状況下における対応 29
７　今後の取組 29
(1) 教育・訓練等の実施 29
(2) 災害時初動対応の手引きの活用 30
(3) 計画の見直し・更新の仕組みづくり 30
(4) 各部局・各班（課）のマニュアル等整備 30
(5) 非常時優先業務の点検・確認 31
(6) 職員動員配備計画の点検・確認 32
(7) 指定管理者等への周知と連携 32

附属計画　　ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）
別添資料　　非常時優先業務一覧（所属別）

１　基本的な考え方

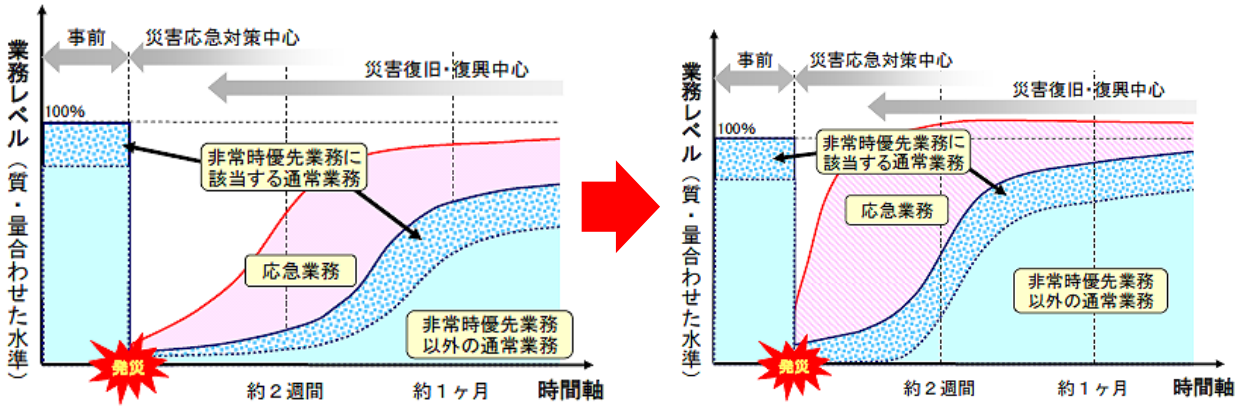
（1）計画の目的

大規模な地震災害・風水害（以下「大規模災害」という。）が発生した際、市は、平常時の業務体制から直ちに「長野市地域防災計画」における災害対応業務体制に移行し、災害応急対策業務及び災害からの復旧・復興業務を担うことになる。その一方で、市は災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。

そのため、大規模災害によって市役所自体が被災し、業務の遂行に制約が伴う状況下にあっても、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等と業務継続の優先度が高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を、災害発生直後から適切に実施できるようあらかじめ体制を整えておくことが求められる。

本計画は、市全域に被害が及ぶような災害時に、それらの特定した業務に対して必要な資源（職員、施設、設備、資機材等）を集中的に投入し、実施すべき業務の立ち上げ時間の短縮や災害発生直後の業務レベルの低下の抑制を図ることにより、市民等※の生命・身体及び財産を守るとともに、市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめ、災害からの早期復旧に努めることを目的として策定するものである。

※市民等…住民のほかに、市内事業所への通勤者、観光客、ビジネスでの出張者など、発災時に本市にいる人すべてを指す。



【参考：業務種別の発災後の業務量推移イメージ】

業務継続計画の導入前　　業務継続計画の導入後

⑵ 計画の位置付け

「地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、市の防災会議が策定する法定計画であり、市域の災害の予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた総合的な計画である。

一方、「業務継続計画」は、市役所庁舎や職員自身が被災したことを前提としており、行政機能が低下し、利用できる資源に制約がある状況下にあっても、業務が遂行できる体制をあらかじめ検討しておくと同時に、地域防災計画で定める災害応急対策業務とともに、優先的に継続すべき通常業務までを含めた業務継続体制を検討しておくことにより、結果的に地域防災計画を補完し、より実効性のあるものにするための計画である。

【参考：地域防災計画と業務継続計画との関係（内容の主な相違点）】

	地域防災計画	業務継続計画（BCP）
作成主体等	長野市防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	長野市が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時、必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある。）。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する。）
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について記載する必要がある。

（大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成 28 年 2 月内閣府（防災担当））より）

⑶ 計画の基本方針

大規模災害が発生した場合の市としての責務を全職員が理解・共有し、目的達成のために一丸となって最善を尽くすため、以下に示す３つの基本方針を定める。

① 大規模災害が発生した際、直ちに災害対応業務体制に移行し、市民等の生命・身体及び財産を守るとともに、一刻も早い復旧を目指すため、非常時優先業務の遂行に全力を挙げる。

大規模災害が発生した状況下であっても、市民等の生命・身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが市の責務であることから、災害応急対策業務を速やかに遂行し、かつ、業務停止による市民生活への影響が大きい通常業務については、継続・早期復旧しなければならない。

しかし、そのような状況下では行政も例外なく被災し、職員・庁舎など、様々な資源に制約が生じる恐れがあることから、非常時でも優先して行う業務と一定期間休止する業務をあらかじめ選別しておき、早期復旧に向けて、非常時優先業務の遂行に全力で取り組む。

②必要となる資源の確保・配分は全庁的に調整し、限られた資源を最大限活用する。また、外部からの応援も積極的に受け入れる。

非常時優先業務の遂行のために、発災時点で確保できる資源を最大限に活用するため、大規模災害の影響によって資源が制限された場合の対応策とともに、確保した資源の適切な配分方法について十分な検討を行い、業務に着手すべき時期や実施の水準といった明確な目標を持って業務に取り組むこととする。

また、関係機関をはじめ他市町村、同業者組合、民間事業者などとの応援協定に基づき、外部からの人的・物的支援を積極的に受け入れ、早期復旧を目指す。

③全職員が目標達成に向けて主体的に判断・行動できるよう、本計画を浸透させるとともに、平常時の教育・訓練により業務継続の取組の定着を図る。

被害が大きくなるほど、参集できる職員も少なくなると予想される。また、所属によっては通常行っている業務と全く異なる災害応急対策業務を行わなければならないが、その場合でも対応する職員が現場で直ちに判断を下さなければならない場面も出てくる。したがって、災害時でも課せられた使命を全うするため、平常時の取組として本計画の組織・職員への浸透を図るとともに、教育・訓練を適切に行い、取組の定着を図る。

⑷ 対象とする組織・庁舎

大規模災害の発生により、市は災害対策本部を中心とする災害対応業務体制に移行するため、本計画で対象とする組織は、長野市地域防災計画（震災対策編 第３章 第２節 第３）「長野市災害対策本部組織図」に示すとおりとする。

また、本計画では災害応急対策業務の中心的な役割を担う「本庁（本部）機能の維持継続」に主眼をおくため、対象とする庁舎は市役所第一・第二庁舎とする。

⑸ 発動及び解除時期

本計画は、大規模災害により市長が災害対策本部を設置したとき、当該本部会議の決定により発動する。

また、解除時期については、災害応急活動が概ね完了し、平常時の体制がとれると本部長（市長）が判断し決定した時点とする。

⑹ 決定権限者及び計画の指揮命令系統

本計画では、責任者の安否が不明の場合であっても、迅速かつ適切に意思決定するため、長野市地域防災計画に定める代行順位を適用する。

【長野市地域防災計画〈市長の代行順位〉より】

第１順位　危機管理防災監	第２順位　副市長

2　被害状況の想定

(1) 地震の被害想定

（長野市地域防災計画（震災対策編）より）

1847 年の善光寺地震を引き起こした長野盆地西縁断層帯に加え、糸魚川ー静岡構造線断層帯の発生を想定し、各地の震度・液状化危険性のほか、人的・物的な被害を予測した。想定断層の諸元は次のとおりである。

〈想定した地震断層の諸元〉

想定地震	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	長さ	傾斜	位置
長野盆地西縁断層帯の地震 （善光寺地震を引き起こした活断層）	7.8	58km	45°	長野盆地西縁
糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震（全体）	8.5	150km	30°	小谷村～ 山梨県早川町

ア　地震動・液状化

長野盆地西縁断層帯の地震では、断層に近い市の中央で震度６強から震度７が、市域の大部分で震度６強以上が予測された。液状化危険度は、千曲川・犀川が運んだ土砂が堆積した低地で高いと予測された。

糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震では、断層に近い市西部の広い範囲で震度７が、市域の西側半分以上で震度６弱以上が予測された。液状化危険度は、千曲川・犀川が運んだ土砂が堆積した低地で高いが、想定断層から離れた東部では、長野盆地西縁断層帯の地震に比べ、危険度は低いと予測された。

イ　被害

それぞれの地震による被害量は、次ページのとおりである。

（令和3年度 長野市地域防災計画見直し[防災アセスメント]業務報告書より抜粋し編集）

〈地震による被害量（冬 18 時/強風の場合）〉

想定項目			長野盆地西縁断層帯の地震		糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震	
			被害数	被害率	被害数	被害率
人的被害	死者		1,444 人	0.4%	625 人	0.2%
	負傷者		8,444 人	2.3%	3,425 人	0.9%
	うち重傷者		4,308 人	1.2%	1,812 人	0.5%
	自力脱出困難者		4,306 人	1.2%	795 人	0.2%
生活支障等	避難者	1日後	53,016 人	14.2%	13,572 人	3.6%
		2日後	117,517 人	31.6%	45,559 人	12.2%
		1週間後	99,229 人	26.7%	31,815 人	8.5%
		1ヶ月後	93,725 人	25.2%	24,306 人	6.5%
	災害廃棄物		3,851,400t	–	1,710,108t	–
	孤立集落		258 集落	–	249 集落	–
建物被害	全壊棟数		23,752 棟	11.1%	10,864 棟	5.1%
	半壊棟数		28,016 棟	13.1%	12,867 棟	6.0%
	焼失棟数		5,189 棟	2.4%	1,750 棟	0.8%
ライフライン・交通施設被害	上水道	断水人口	362,822 人	98%	300,621 人	81%
	下水道	機能支障人口	339,562 人	97%	283,259 人	81%
	都市ガス	被災直後供給停止戸数	50,309 戸	100%	0 戸	0%
	電力	被災直後供給停止軒数	247,739 軒	93%	192,061 軒	72%
	固定電話	被災直後不通世帯数（停電の影響 100%）	201,961 世帯	93%	156,565 世帯	72%
	緊急輸送路	被災箇所数	31 箇所	–	32 箇所	–
	鉄道施設	被災箇所数	129 箇所	–	85 箇所	–

※1　建物被害数には、火災による焼失被害と重複する棟数も含む。

※2　被害数は、四捨五入をしているため、合計値があわない場合がある。

※3　重傷者は、負傷者の内数である。なお、重傷者とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者である。

※4　地震発生時期は夏の 12 時、冬の 18 時、冬の深夜の3ケースを想定し、建物被害が最大となるのが冬の 18 時で、人的被害が最大となるケースは長野盆地西縁断層帯の地震が夏の 12 時の発生で死者数 1,498 人、糸魚川-静岡構造線断層帯の地震が冬の深夜の発生で死者数 681 人となる。

ウ　ライフラインの被害状況・復旧想定

想定する地震が発生した場合に、ライフラインにおいてどのような被害・影響が生じるかを想定する。

項　目	ライフラインの被害状況・復旧想定
電　　力	【長野盆地西縁断層帯の地震】 〈停電率〉被災直後　93%、1日後　54%、4日後　12%、 1週間後　　2% 【糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震】 〈停電率〉被災直後　72%、1日後　19%、4日後　　2%、 1週間後　　0%
都市ガス	【長野盆地西縁断層帯の地震】 〈供給停止率〉被災直後　100%、1日後　93%、1週間後　52%、 1か月後　　0% 【糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震】 〈供給停止率〉被災直後　　0% （揺れの強い地域は都市ガスの供給区域ではない。）
上水道	【長野盆地西縁断層帯の地震】 〈断水率〉被災直後　98%、1日後　88%、1週間後　58%、 1か月後　14% 【糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震】 〈断水率〉被災直後　81%、1日後　45%、1週間後　20%、 1か月後　　3%
下水道	【長野盆地西縁断層帯の地震】 〈機能支障率〉被災直後　97%、1日後　80%、1週間後　39%、 1か月後　　6% 【糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震】 〈機能支障率〉被災直後　81%、1日後　41%、1週間後　13%、 1か月後　　2%
電　　話	【長野盆地西縁断層帯の地震】 ①固定電話 〈不通回線率〉被災直後　93%、1日後　54%、1週間後　2%、 1か月後　　0% ②携帯電話 被災直後から1日後まで非常につながりにくい 【糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震】 ①固定電話 〈不通回線率〉被災直後　72%、1日後　19%、1週間後　0%、 ②携帯電話 被災直後は非常につながりにくいが、翌日からは概ね復旧

表：令和3年度 長野市地域防災計画見直し［防災アセスメント］業務報告書より抜粋し編集

⑵ 風水害の被害想定

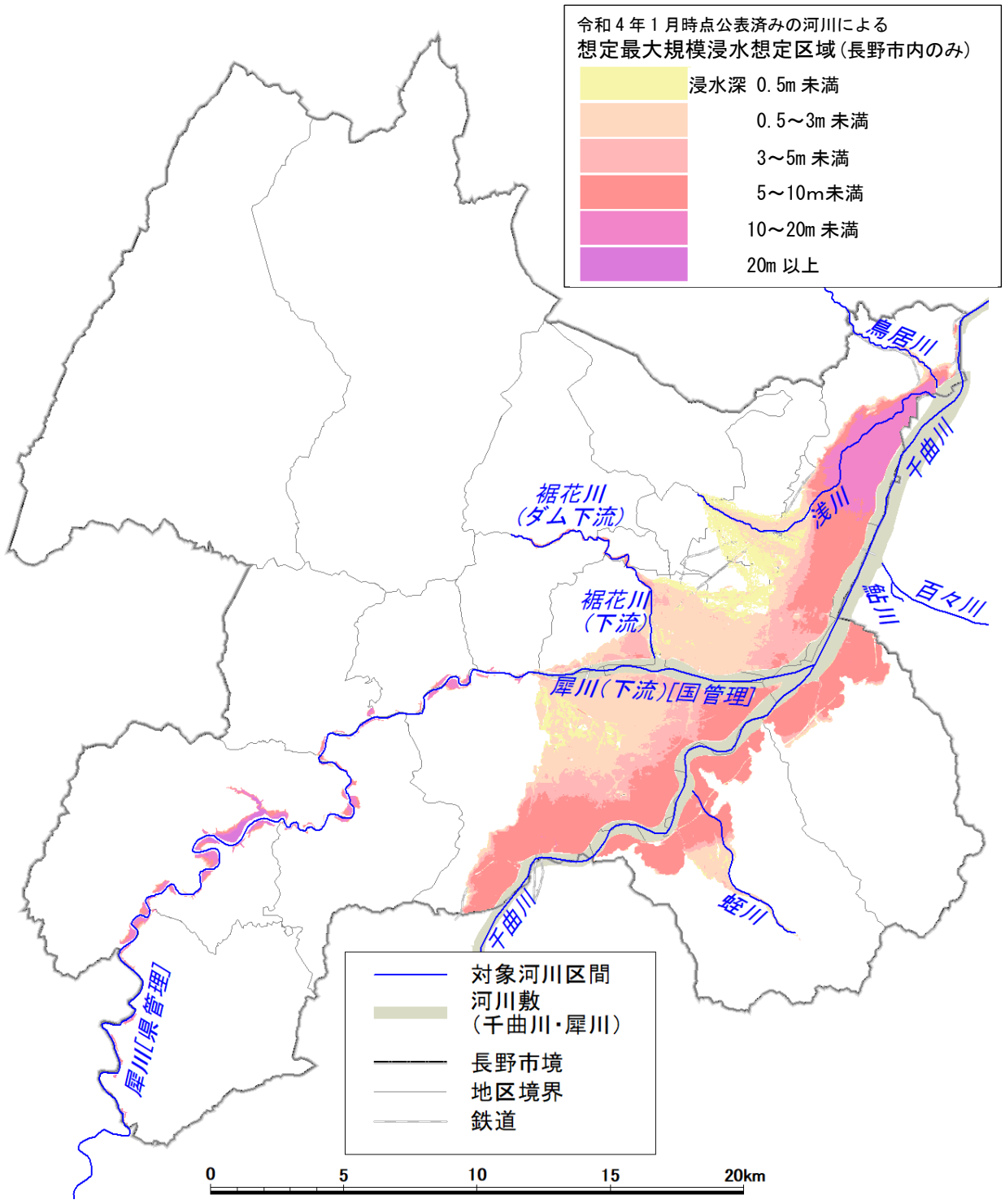
（令和３年度 長野市地域防災計画見直し［防災アセスメント］業務報告書より抜粋し編集）

ア　水害

千曲川は、令和元年東日本台風による破堤等で広範囲に浸水被害が及んだ。このときの浸水範囲は、国土交通省で作成されていた浸水想定区域図と整合しており、浸水想定区域図に基づく防災対策等の検討が有効であることが再確認された。平成 27 年の水防法等改正により、洪水浸水想定区域は想定し得る最大規模の降雨を前提として公表されることとなり、国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所及び長野県では、それぞれの管理する河川について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした数値シミュレーションによる浸水想定を行っている。長野市域に浸水域がかかる河川についての洪水浸水想定区域等（以降、「浸水想定区域」と称す。）の指定・公表年月日並びに前提降雨を表 O-1 に示す。

表 O-1　洪水浸水想定区域等の指定・公表年月日並びに前提降雨（令和 4 年 1 月時点）

作成主体	河川	指定・公表年月日	前提となる降雨	
			想定最大規模	計画規模(年超過確率)
国土交通省	千曲川	平成 28 年 5 月 30 日	396mm/48h	186mm/48h（1/100 年）
	犀川(下流)			
長野県	犀川	平成 30 年 8 月 29 日	396mm/48h	186mm/48h（1/100 年）
	浅川	平成 30 年 8 月 29 日	766mm/24h	130mm/24h（1/100 年）
	鳥居川	平成 30 年 8 月 29 日	715mm/24h	128mm/24h
	蛭川	平成 30 年 8 月 29 日	813mm/24h	91mm/24h（1/50 年）
	裾花川(下流)	平成 30 年 10 月 5 日	660mm/24h	139mm/24h（1/100 年）
	〃(ダム下流)	令和 3 年 5 月 31 日		－
	百々川〔須坂市〕	令和 2 年 3 月 23 日	732mm/24h	150mm/24h（1/100 年）
	鮎川〔須坂市〕	令和 2 年 3 月 23 日	792mm/24h	210mm/24h（1/50 年）



想定最大規模降雨での浸水想定区域（全河川を併せて表示）

浸水深別浸水建物棟数（令和４年１月末時点公表済の全河川）

ID	地区名	建物棟数（棟）	浸水深別浸水建物棟数(棟)						
			0.5m未満	0.5～3.0m未満	3.0～5.0m未満	5.0～10.0m未満	10.0～20.0m未満	20m以上	総計
1	第一	3,270	10	29	25	48	1	0	113
2	第二	6,220	311	145	19	2	0	0	477
3	第三	3,063	706	746	4	0	0	0	1,455
4	第四	1,530	158	495	253	80	0	0	986
5	第五	2,239	165	1,523	540	0	0	0	2,229
10	芹田	11,074	341	10,591	106	1	0	0	11,039
11	古牧	11,256	5,059	2,987	297	99	0	0	8,443
12	三輪	6,467	1,231	250	2	0	0	0	1,483
13	吉田	7,041	3,684	3,057	12	0	0	0	6,753
20	古里	6,380	273	1,714	653	2,365	166	0	5,172
21	柳原	3,359	0	1	6	3,349	1	0	3,357
22	浅川	4,214	130	31	0	0	0	0	161
23	大豆島	6,125	10	2,385	3,376	348	0	0	6,118
24	朝陽	7,731	1,319	2,522	1,711	2,088	0	0	7,640
25	若槻	9,711	1,145	1,808	12	0	0	0	2,966
26	長沼	2,048	0	0	1	233	1,814	0	2,048
27	安茂里	10,157	120	2,830	2,781	12	0	0	5,743
28	小田切	1,392	0	2	7	7	8	2	27
29	芋井	3,072	0	6	7	9	1	0	23
30	篠ノ井	24,693	289	1,705	3,409	14,323	149	3	19,878
31	松代	13,478	137	3,019	851	6,149	1	0	10,156
32	若穂	9,492	17	153	199	5,217	0	0	5,587
33	川中島	12,760	1,347	9,547	1,536	195	0	0	12,625
34	更北	17,152	85	8,078	6,104	2,866	1	0	17,134
35	七二会	2,262	5	24	19	58	52	0	159
36	信更	3,620	0	4	12	54	37	0	107
41	豊野	5,682	69	550	455	1,494	1,091	0	3,658
42	戸隠	5,564	0	0	0	0	0	0	0
43	鬼無里	1,836	0	0	0	0	0	0	0
44	大岡	2,112	3	12	9	36	97	0	158
45	信州新町	6,065	13	83	91	407	623	772	1,989
46	中条	3,081	0	2	4	5	5	0	15
総計		214,146	16,627	54,299	22,501	39,445	4,047	777	137,699

イ　土砂災害

長野市内においては、浅川地区から安茂里地区を通って篠ノ井地区にかけて分布する裾花凝灰岩と呼ばれる地層が見られる一帯よりも西側の、泥岩や砂岩の互層からなる山地において土砂災害の危険箇所が多く分布している。このため、浅川地区、芋井地区、安茂里地区、小田切地区、篠ノ井地区、七二会地区、中条地区、信更地区、信州新町地区、大岡地区、並びに、戸隠地区南部、鬼無里地区南部に多くの土砂災害の危険箇所がある。特に、地附山地すべり（第二地区）、茶臼山地すべり（篠ノ井地区）、倉並地すべり（七二会地区）、奈良尾地すべり（戸隠地区）、荻の峯地すべり（鬼無里地区）といった過去に滑動した大規模な地すべりがある。

また、千曲川以東の河東山地にも急な斜面が多く、若穂地区、松代地区でも土砂災害の危険箇所が多く分布している。

〈土砂災害の危険箇所〉

種　　類			所管	数	備考
法指定区域	急傾斜地崩壊危険区域		県建設部	85	
	地すべり防止区域		県建設部	137	
			県農政部	39	
			県林務部	66	
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	県建設部	1,867	
		土石流		359	
		地すべり		339	
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊		1,411	
		土石流		259	
	建築基準法第 39 条の災害危険区域		県建設部	3	
危険箇所	土石流危険渓流		県建設部	324	
	急傾斜地崩壊危険箇所		県建設部	995	崩壊危険区域は含まず
	地すべり危険箇所		県建設部	291	地すべり防止区域は含まず
			県農政部	56	
	崩壊土砂流出危険地区		県林務部	397	民有林のみ
	山腹崩壊危険地区			250	民有林のみ
	地すべり危険地区			154	民有林のみ
	林道における災害発生危険箇所			66	民有林のみ
	土砂崩壊危険箇所		県農政部	60	

（長野県地域防災計画資料編及び令和3年度 長野市地域防災計画見直し［防災アセスメント］業務報告書より抜粋し編集）

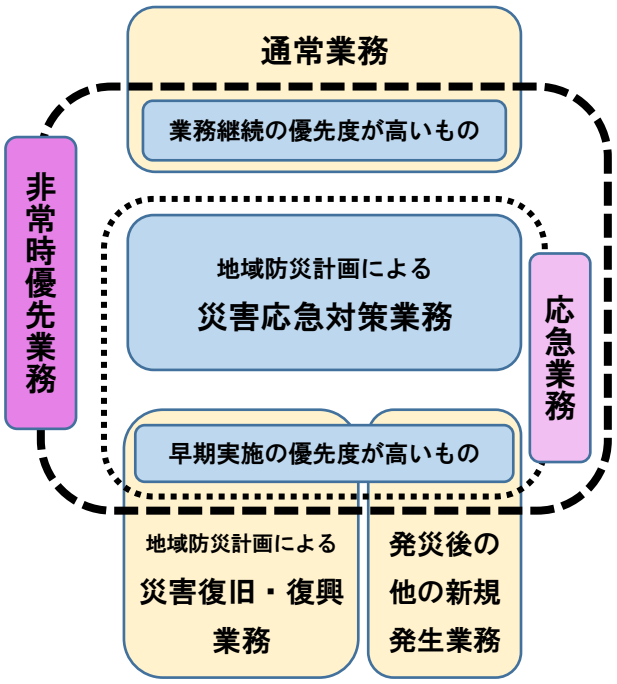
３　非常時優先業務の整理

⑴ 非常時優先業務の考え方

本計画で定める非常時優先業務とは、業務継続体制を検討するにあたって、大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務のことであり、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称する。）と業務継続の優先度が高い通常業務を合わせたものである。

発災時に職員や資機材等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。このため、非常時優先業務の候補となる各業務を対象に、発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるかを検討し、想定する期間内に一部開始・再開すべき業務を非常時優先業務として選定する。

【参考：非常時優先業務のイメージ】



⑵ 非常時優先業務の選定及び優先基準

ア　対象期間は、発災から１か月間とする。

イ　対象業務の検討

①　災害応急対策業務や早期実施の優先度の高い災害復旧・復興業務については、地域防災計画や災害対策基本法その他の法令を参照し、漏れがないように注意する。

②　業務継続の優先度が高い通常業務については、地域社会への影響や法令等の適正な執行、他業務への影響等の観点から検討する。

③　今の資源で実施可能かどうかという「可能性」の視点でなく、市民等にとって当該業務が開始される必要があるかという「必要性」の視点から検討する。

④　不要不急の通常業務については積極的に休止・抑制し、限られた資源を最大限活用することにより、非常時優先業務の遂行に全力を挙げることに留意する。

ウ　業務開始目標時間（着手時期）の検討

①　次頁の業務開始目標時間（着手時期）の整理基準表を参考に設定する。

②　「いつまでに当該業務が一定程度実施されているのが望ましいか」という観点で検討する。

【業務開始目標時間（着手時期）の整理基準表】

時間 (以内)	選定の考え方	選定基準	優先度 ランク
３時間 ６時間 12時間 24時間	■初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設 ■応急活動（救助・救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き	発災後**24時間以内**に業務に着手※しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に**重大な**影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務。	A
３日	・被災者への生活再建支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復	遅くとも発災後**３日以内**に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に**相当な**影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務。	B
１週間	・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の一部回復	遅くとも発災後**７日（１週間）以内**に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務。	C
２週間	・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復	発災後**２週間以内**に業務に着手しないと、市民の生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務。	D
１か月	・復興計画策定に係る業務 ・その他の行政機能の回復	発災後３週間を超え**１か月以内程度**に発生する主に復旧・復興業務や通常業務の中で、優先度の高いもの。	E
１か月 以降	・公共用施設の再開検討 ・イベントなどの再開検討	上記以外の業務（本計画の対象外）。	―

※着手…業務にとりかかること。

【主な業務の着手時期】

業務内容（主なもの）	着手時期
【応急業務】	
災害対策本部設置、職員の参集状況確認	３時間以内
被害状況（情報）の収集	３時間以内
消火・救急・救助活動、医療救護活動、避難誘導、避難所開設など	３時間以内
給水活動、応援要請など	６時間以内
遺体の収容・検案・安置・引渡し、仮設トイレ設置など	12 時間以内
施設や構造物などの応急復旧	12 時間以内
県及び他市町村等への応援職員の要請、埋火葬許可、災害廃棄物収集など	24 時間以内
県及び他市町村等からの応援職員の受入れなど	３日以内
福祉避難所の開設・運営など	３日以内
り災証明書の発行のための被災家屋調査	１週間以内
応急仮設住宅建設、入居者受入れ	１か月以内
復興方針の策定、復興に係る組織の設置、復興計画の策定など	１か月以内
【通常業務】	
各種相談業務（医療・福祉、環境衛生、防疫など）	３日後
窓口業務（業務や開設場所を限定して一部再開）	１週間後
窓口業務（ほぼ通常体制での再開）	２週間後
公共用施設・イベントなどの再開可否の検討	１か月後

４　非常時優先業務実施のための職員体制

（1）職員の初動体制

長野市地域防災計画では、災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、以下の配備基準による態勢をとり、迅速かつ的確な災害応急活動を実施する体制を確立することとしている。

ア　震災

【長野市地域防災計画〈配備基準（震災）〉より】

態勢	配備区分	発令基準 （以下の場合ほか、市長が必要と認めたとき）	配備態勢
注意	警戒準備	1　気象台が長野市内で震度４の地震を観測し発表したとき【自動発令】 （市内震度計設置場所：箱清水、鶴賀緑町、松代、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条）	被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路・河川・市有施設等の被害状況確認に必要な職員
警戒	第１配備	1　気象台の発表にかかわらず、市域で地震による局地的な災害が発生したとき 2　災害が発生し、公共施設等の被害状況を調査する必要があるとき	災害警戒本部を設置する体制、又は被害情報の収集及び災害応急対策活動を遂行できる体制 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員、各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●初期災害応急対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当など）
非常	第２配備	1　気象台が長野市内で震度５弱の地震を観測し発表したとき【自動発令】 2　気象台の発表にかかわらず、市内各所で地震による重大な被害が発生したとき	災害対策本部を設置する体制、又は災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制 配備範囲 ●本部員 ●初期災害応急対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の５割以上
非常	第３配備	1　気象台が長野市内で震度５強以上の地震を観測し、発表したとき【自動発令】 2　気象台の発表にかかわらず、市内全域にわたり地震による重大な災害が発生したとき	災害対策本部を設置する体制 配備範囲 ●全職員

※自動発令とは、対象となる情報が発表されたことを知ったとき、配備命令の伝達を待たずに配備に付くことをいう。

イ　河川氾濫・大雨

【長野市地域防災計画〈配備基準（風水害）〉より】

態勢	配備区分	発令基準 （次の場合ほか、市長が必要と認めたとき）	配備態勢
注意	警戒準備	1　気象台が長野市（長野）にレベル３大雨警報を発表したとき【自動発令（※1）】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●鬼無里および戸隠地区以外の支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要な職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む）
		2　気象台が長野市（鬼無里戸隠）にレベル３大雨警報を発表したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●鬼無里および戸隠地区の支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要な職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む）
		3　台風等の気象に関する情報で大きな被害が予想され、危機管理防災監が必要と判断したとき	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要な職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む）
		4　市内雨量観測局の測定値が要警戒基準を超えたとき	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要な職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む） ●基準値を超えた観測局の最寄りの支所の支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員
		5　気象台が千曲川及び犀川の上流地域にレベル３大雨警報を発表し、河川の水位上昇が見込まれる場合で、危機管理防災監が必要と判断したとき	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●河川課及び農地整備課担当職員

		6　国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が長野市に水防警報（準備）を通知したとき	河川警戒巡視・監視を実施できる体制 配備範囲 ●休日夜間は消防署職員 ●勤務時間中は消防署、関係支所職員
		7　裾花川系ダムが洪水調整に入ったとき	雨量及び河川情報を把握できる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員
		8　県知事（長野建設事務所長）が弘崎観測所の水防警報（出動）を通知したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制 ●危機管理防災課担当職員 ●信州新町支所長又は支所職員
		9　水内ダムの放流量が800ｔ/秒を超えたとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●信州新町支所長又は支所職員 ●河川課及び農地整備課担当職員
警戒	第1配備	1　気象台が長野市にレベル４大雨危険警報を発表※した場合で、危機管理防災監が必要と判断したとき。 2　気象台が長野市に大雨又は暴風特別警報を発表したとき【自動発令】 3　国土交通大臣(千曲川河川事務所長)又は県知事（長野建設事務所長）が洪水予報河川において、長野市にレベル２氾濫注意情報を発令※した場合で、警戒監視報告により危機管理防災監が必要と判断したとき 4　国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が長野市に水防警報（出動）を通知※した場合で、警戒監視報告により危機管理防災監が必要と判断したとき 5　市内の一部で災害が発生したとき	災害警戒本部を設置する体制、又は厳重な水防警戒及び災害応急対策活動を遂行できる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ体制 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ※上記職員は、発表、発令又は通知（犀川（弘崎、陸郷）及び鳥居川を除く）の段階で【自動発令】 ●本部連絡員 ●各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当など） ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員
非常	第2配備	1　国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が洪水予報河川において、長野市にレベル３氾濫警戒情報を発令したとき【自動発令】 2　県知事（長野建設事務所長）が水位周知河川（鳥居川を除く）において、長野市に氾濫警戒情報を発令したとき【自動発令】 3　県知事（長野建設事務所長）が鳥居川において、長野市に氾濫警戒情報を発令した場合で、発令後も雨量の増加が予想され、市長が必要と判断したとき 4　市内の数カ所にわたって重大な災害が発生したとき	災害対策本部設置 配備範囲 ●本部員 ●初期災害対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の５割以上
	第3配備	1　国土交通大臣(千曲川河川事務所長)又は県知事(長野建設事務所長)が洪水予報河川において、長野市にレベル４氾濫危険情報を発令した場合で、発令後も雨量の増加が予想され、市長が必要と判断したとき 2　市内全域にわたり重大な災害が発生したとき	災害対策本部設置 配備範囲 ●全職員

ウ　土砂災害

【長野市地域防災計画〈配備基準（風水害)〉より】

態勢	配備区分	発令基準 （以下の場合ほか、市長が必要と認めたとき）	配備態勢
注意	警戒準備	1　気象台が長野市にレベル２土砂災害注意報を発表したとき【自動発令（※1)】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員
		2　気象台が長野市（長野）にレベル３土砂災害警報を発表したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ準備体制 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●鬼無里および戸隠地区以外の土砂災害の危険支所長又は支所職員（※2） ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要な職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む） ●避難所開設担当のうち必要な職員
		3　気象台が長野市（鬼無里戸隠）にレベル３土砂災害警報を発表したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ準備体制 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●鬼無里および戸隠地区の支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要な職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む） ●避難所開設担当のうち必要な職員
警戒	第1配備	1　気象台が長野市（長野）にレベル４土砂災害危険警報を発表したとき【自動発令】	災害警戒本部を設置する体制、又は災害応急対策活動を遂行できる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ体制 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員 ●各班班長（支所長については別途記載）及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認)、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等） ●鬼無里及び戸隠地区以外の土砂災害の危険のある地区の支所長及び支所職員等（※2） ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員

		2　気象台が長野市（鬼無里戸隠）にレベル４土砂災害危険警報を発表したとき【自動発令】	災害警戒本部を設置する体制、又は災害応急対策活動を遂行できる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ体制 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員 ●各班班長（支所長については別途記載）及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等） ●鬼無里及び戸隠地区の支所長及び支所職員等 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員
		3　市内の一部で災害が発生したとき	災害警戒本部を設置する体制、又は災害応急対策活動を遂行できる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ体制 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員 ●各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等） ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員
非常	第２配備	1　市内の数カ所にわたって重大な災害が発生したとき	災害対策本部設置 配備範囲 ●本部員 ●初期災害対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の５割以上
	第３配備	1　市内全域にわたり重大な災害が発生したとき	災害対策本部設置 配備範囲 ●全職員

※１：自動発令とは、対象となる警報が発表されたことを知ったとき、配備命令の伝達を待たずに配備に付くことをいう。
※２：土砂災害の危険のある地区は、第一、第二、古里、浅川、若槻、安茂里、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の 19 地区をいう。

⑵ 職員の参集状況予測（震災の場合）

本計画の策定にあたり、各班（課）の職員の参集状況がどのようになるのか検証するため、次の条件によりシミュレーションを行った。（平成 25 年３月時点）

参集の対象とする職員及び庁舎は、市役所第一・第二庁舎に所属の職員とし、更に次のとおり条件設定を行った。

ア　発災直後の出発は困難であるため、発災から 20 分を付加した。

イ　橋やトンネル等は、渋滞など発生するものの倒壊はしないと想定した。ただし、交通規制等を考慮し、参集は自転車もしくは徒歩のみとした。

ウ　一日の最大移動時間・距離は、

自転車の場合は 10 時間・60km

徒歩の場合は 10 時間・30km　　とした。

以上の条件によりシミュレーションを行った結果は、次のとおりである。

＜集計結果（人）＞

～30分	～1時間	～2時間	～3時間	～6時間	～12時間	～24時間	不着	全体
47	456	730	847	942	983	990	319	1,309
3.6%	34.8%	55.8%	64.7%	72.0%	75.1%	75.6%	24.4%	100.0%

なお、「不着」とした職員は、次のとおりである。

エ　市役所第一・第二庁舎までの距離が一日の最大移動時間・距離を超える職員

オ　地元の消防団に属している職員

カ　支所災害対応支援職員（27 支所に各５名ずつ）

更に、職員自身又は家族等が被災し、治療又は入院の必要がある場合や、自宅が全壊した場合などで、長期間参集出来ない職員が２割程度発生するものと想定して再計算した結果は、次のとおりである。

＜集計結果（人）＞

～30分	～1時間	～2時間	～3時間	～6時間	～12時間	～24時間	～３日	全体
38	365	584	677	754	786	792	1,166	1,309
2.9%	27.9%	44.6%	51.7%	57.6%	60.1%	60.5%	89.1%	100.0%

なお、上記「エ～カ」の職員及び一部の被災職員については、2～３日後には所属先に復帰できるものと想定した。

以上のことから、本市の場合、遠方から通う職員が比較的少なく、また自転車による登庁を可としたため、概ね早い段階から職員が参集できるものと思われるが、それでも災害発生直後の混乱期は、６割程度の職員で対応することとなる。

⑶ 職員体制の現状・課題と対応方針

ア　職員の初動体制

現状・課題	・職員の安否について直ちに確認する必要がある。 ・勤務時間外に大規模災害が発生した場合、参集場所と参集手段が変わることが想定される。 ・重要な役職や、技能・資格等を持つ職員が参集できない場合がある。 ・参集後、速やかに報告する必要がある。
主な対応方針	・安否確認の手順と手段について、各班（課）で確認しておく。 ・参集場所と参集手段、ルートについて、事前に確認しておく。また、参集時に必要なものをあらかじめ準備しておく。 ・意思決定の方法や業務の手順について、各班（課）で確認しておく。また、人員が不足した班（課）への応援体制について検討する。 ・報告手順と報告内容について、事前に確認しておく。

イ　開庁時に発災した場合の家族の安否確認

現状・課題	・発災直後は、電話の輻輳等により直接家族と連絡がつかないことも考えられる。
主な対応方針	・家族の安否確認については、例えば「災害用伝言ダイヤル」を利用するなど、あらかじめ家族で十分話し合いをしておく。

ウ　非常勤職員

現状・課題	・施設長など特別な場合を除いて、災害応急対応業務にあたることを想定していない。
主な対応方針	・採用条件の範囲内に限り勤務することは可能（窓口対応、電話応対など本人が通常行っている業務）。 ・正規職員が現場活動中などで所属にいない場合の連絡担当業務にあたるなど、出勤できる場合は出勤するものとする（自宅待機命令が出た場合を除く）。

エ　職員及び家族の防災・減災対策

現状・課題	・職員自らの被災も想定されるが、一方で少しでも多くの職員が所属先に参集し、非常時優先業務に従事しなければならない。
主な対応方針	・自身や家族の防災・減災対策に率先して取り組み、大規模災害時でも自身や家族の命を守ることができるよう、自宅の耐震化や非常持出品、家族が３日間過ごせる備蓄品を準備するなど、普段から災害に備えておく。 ・自家用車の燃料をできる限り満タンにしておく。

オ　職員の健康管理

現状・課題	・発災直後の一定期間は、睡眠・休憩・食事といった時間が不規則になるなど、健康面の負担が通常以上にかかる。
主な対応方針	・可能な限り勤務の交代について配慮する。 ・職員のメンタルヘルスケアを含む健康管理について、本人や周囲の者が相互に心身の健康のチェックを行うこととする。 ・家族との連絡についても配慮する。

カ　職員の全庁的な調整

現状・課題	・被災状況により、避難所運営など多数の職員が必要となる。 ・担当する業務により職員の負担に偏りが生ずる。 ・復興計画の策定などの業務が発生した場合は、新たな組織の設定が必要となる。
主な対応方針	・業務を継続して実施するため、担当部局の他、全庁的に職員の調整を行い、チーム編成や交代勤務の体制をとる。 ・新たな組織が必要な場合は速やかに設置する。

キ　外部からの人的支援

現状・課題	・県内全市町村との相互応援をはじめ、中核市、東京都町田市、富山県富山市、新潟県上越市、静岡県静岡市、山梨県甲府市などと相互応援協定を締結している。 ・長野青年会議所とは、人的支援の協定を締結している。
主な対応方針	・災害の状況により、職員が不足する場合は、早急に応援を要請する。 ・応援職員の受入体制について、あらかじめ検討する。

５　非常時優先業務実施のための業務執行環境

(1) 市役所第一・第二庁舎の概要

ア　庁舎の構造・耐震性

庁舎名	第一庁舎	第二庁舎
竣　　工	平成 28 年５月	昭和 62 年８月
構　　造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、プレストレストコンクリート造　免震構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
規　　模	地下２階、地上８階、 塔屋１階建	地下１階、地上 10 階、 塔屋２階建
延 床 面 積	15,988.43m^2	15,328.69m^3
耐　震　性	有り	有り

イ　庁舎設備の災害時の稼働状況

庁舎名	第一庁舎	第二庁舎
電　　力 （非常用 発電機）	発電機容量：750kVA（空冷） タンク最大容量時：30,000 ﾘｯﾄﾙ 油種：灯油 発電機燃費：349 ﾘｯﾄﾙ/h 持続時間：約 86 時間	発電機容量：500kVA（空冷） タンク最大容量：7,000 ﾘｯﾄﾙ 油種：灯油 発電機燃費：300 ﾘｯﾄﾙ/h 持続時間：約 23.3 時間
空　　調	燃料：ガス、電気 ※非常用発電機稼動で一部 EHP (電気ﾓｰﾀﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ)のみ使用可	燃料：灯油 持続時間：約 280 時間 （タンクは非常用発電機と共用）
上　水　道	受水槽：38m^3 ※非常用発電機稼動で使用可	受水槽：33.75m^3（２槽式） 高架水槽：18m^3（２槽式） ※非常用発電機稼動で使用可
井　戸　水	受水槽：100m^3 ※非常用発電機稼動で使用可	受水槽：66m^3 高架水槽：12m^3 ※非常用発電機稼動で使用可
電　　話	NTT の災害時優先回線 25 本は電力供給なしで使用可能 ※非常用発電機稼動で内線使用可	

⑵ 市役所第一・第二庁舎の被害状況・復旧想定

本計画で想定する地震が発生した場合における、ある程度の一般性があるものとして想定される市役所第一・第二庁舎の被害状況及び復旧想定を下表に示す。

項　目	被害状況	復旧想定
執務環境	・固定されていない書棚等が転倒・落下したり、書類などが散乱して通路をふさぐ恐れがある。	・書棚等の再設置や、ガラスの破片・書類等の片付け等に数時間要することが予想される。
周辺環境	・庁舎の周辺で、建物の一部倒壊や火災発生の恐れがあるため、発災直後は、周辺にいる市民等が助けを求めてくることも予想される。	・時間の経過とともに市民等が帰宅又は避難所へ移動すると思われるが、場合によっては来庁者への対応を継続する必要が生じる。
電　力	・外部からの電力供給が中断した場合は、自家発電に切換える。 ・非常用発電機稼動により、各フロアの保安照明、非常用コンセント、エレベータ１基は使用可能	・12～24 時間後に復旧と予想される。 ・不足時には発電機の増設で対応 ・非常用発電機用燃料の備蓄状況によっては、発電が途中で止まる可能性もある。
空　調	・外部からの電力供給が中断した場合は、空調機器が停止する。 ・非常用発電機稼働により、一部 EHP のみ使用可能 ・庁舎の被害状況によっては、空調用の管路破断により管内の液体が漏れ出す可能性がある。	・非常用発電機を稼働させると、空調機器は使用できなくなる。 ・管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要する。 ・冬季の場合は、電力の要らない石油ストーブで応急対応する。
ガ　ス	・発災直後は、ガス緊急遮断弁が閉鎖しガスの供給が停止する。 ・ガス管路の破損等による火災の可能性が高まる。	・管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要する。 ・市内の都市ガスの復旧にはかなり時間がかかると予想される。
上水道	・庁舎内外の管路被害等により断水する可能性が高い。また、排水機能の被害によっては上水道が使用できない。 ・火災時の消防設備は、非常用発電機により作動可能	・非常用発電機稼動により、受水槽の水をくみ上げることは可能 ・高架水槽の水は、電力供給なしでも使用可能 ・管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要する。

項　目	被害状況	復旧想定
排水機能	・内外の管路被害等により、下水道に流せない恐れがある。その場合、復旧までトイレ・流し等（排水機能）が使用できない。	・市内下水道の復旧には、相当の時間を要する。 ・建物内の管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要する。
電　　話	・外線 25 本は使用可能 ・輻輳が発生する可能性が高い。 ・公用携帯電話を所持する部署も多いが、発災直後はつながりにくい状況が続くと予想される。	・電話回線については、比較的早期に復旧する可能性が高い。輻輳は１週間から 10 日程度続く可能性がある。 ・衛星電話回線は使用できる。
情　　報システム	・耐震対策がされていないサーバは利用不可 ・固定されていない情報機器は、落下等による故障で利用できない可能性がある。 ・停電等により、非常用電力の供給がないシステムは停止する。	・非常時優先業務実施に必要な重要システムについては、目標時間内に復旧（継続）が可能（附属計画「ICT-BCP」参照）

⑶ 業務執行環境の現状・課題と対応方針

ア　代替庁舎の特定

現状・課題	・第一・第二庁舎が使用できない場合の代替庁舎を特定していない。
主な対応方針	・あらかじめ代替庁舎または代替執務場所を選定する。 ・初動活動に必要な資機材等を整備する。 ・市有施設の災害時運用計画（附属計画・仮称）策定の検討
担当班（課）	本部班（危機管理防災課）、総・総務班（総・総務課）

イ　執務環境

現状・課題	・安全な執務環境の確保
主な対応方針	・執務場所の整理整頓 ・什器等に対する転倒防止対策 ・通路の確保
担当班（課）	総・総務班（総・総務課）、職員班（職員課）

ウ　電力

現状・課題	・非常用発電機の燃料の確保・備蓄 ・非常用発電機からの電力の配分状況（第一庁舎５階及び各階非常用コンセント１回路＜EPS(電気配線ｼｬﾌﾄ)横＞）及び必要数の確認
主な対応方針	・非常用発電機の確実な起動体制の確保 ・庁舎内において、非常時に電力を使用する箇所の調整と必要に応じた非常系統の増設 ・電源車使用時の運用手順等の確保 ・必要に応じて、可搬式発電機の購入・配備 ・大型発電機リースの応援要請（協定等） ・燃料が不足した場合の供給方法の調整（協定等）
担当班（課）	本部班（危機管理防災課）、総・総務班（総・総務課）

エ　空調

現状・課題	・空調機器用燃料の確保・備蓄 ・貸出可能な石油ストーブの確保
主な対応方針	・暖房用機器リースの応援要請（協定等） ・燃料が不足した場合の供給方法の調整（協定等）
担当班（課）	本部班（危機管理防災課）、総・総務班（総・総務課）

オ　飲料水・食料・その他備蓄品

現状・課題	・職員用の飲料水や食料、仮眠用毛布等は、現在備蓄していない
主な対応方針	・個人用の飲料水や食料を、ロッカー等に備蓄するよう奨励 ・職員用の飲料水や食料、仮眠用毛布、応急用医薬品、マスク、消毒剤等の計画的備蓄を検討
担当班（課）	本部班（危機管理防災課）、職員班（職員課）

カ　トイレ

現状・課題	・断水や管路破断等によるトイレ使用不可の場合、職員用トイレについては現在準備していない
主な対応方針	・職員用の簡易トイレの備蓄を検討 ・庁舎敷地内（屋外）に仮設トイレの設置を検討
担当班（課）	本部班（危機管理防災課）、職員班（職員課）

キ　通信手段

現状・課題	・多様な通信手段（長野市総合防災情報システム、災害時優先電話・FAX、衛星携帯電話、デジタル MCA 無線）の確保
主な対応方針	・訓練等により、平常時から利用方法を習得
担当班（課）	本部班（危機管理防災課）

ク　情報システム

現状・課題	・附属計画「ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）」の策定・運用
主な対応方針	・非常時優先業務を遂行するために復旧（継続）させる必要がある重要システムの目標復旧時間とバックアップ頻度の設定 ・重要システムに関する「情報システム管理台帳」と「非常時行動手順書」の作成・更新支援
担当班（課）	情報システム班（情報システム課）

ケ　庁用車

現状・課題	・ガソリン等入手困難時においても庁用車の運行を確保
主な対応方針	・庁用車は常に燃料残量が半分以下とならないよう管理する。
担当班（課）	管財班（管財課）、各班（各課）

コ　応援協定

現状・課題	・業務執行環境を維持・復旧するため、事業者等と協定締結
主な対応方針	・支援が必要と思われる庁舎設備等の洗い出し ・締結先の確保と訓練の実施
担当班（課）	本部班（危機管理防災課）、総・総務班（総・総務課）

６　新型インフルエンザ等[1]発生状況下における対応

大規模災害と新型インフルエンザ等の発生が重なった場合は、市民等や職員の感染を防止しつつ、非常時優先業務を遂行する。

１　対応方針

⑴ 新型インフルエンザ等の感染防止を図りながら、非常時優先業務を適切に実施する。

⑵ 新型インフルエンザ等の感染が拡大し非常時優先業務の実施が困難な場合は、感染防止対策を踏まえつつ、特に優先する非常時優先業務を実施する。

⑶ 職員に感染者等が発生した場合は、感染防止対策、職場の消毒等を実施し、人的資源の減少を抑制する。

２　感染防止対策

新型インフルエンザ等対策に係る長野市対策本部の決定に従うものとする。

３　特に優先する非常時優先業務の選定

非常時優先業務の内、市民等の生命、安全確保、社会生活の維持に必要で、休止・延期が困難な業務を選定する。

４　感染した職員等の対応

⑴ 感染した職員は、保健所の指示に従い療養に専念する。

⑵ 感染職員の所属部署で、保健所が濃厚接触者と確定した職員は、保健所からの指示により自宅待機（２週間）し、ＰＣＲ検査及び健康観察を行う。

⑶ 全所属職員は毎日の健康チェックを行い、体調不良者は自宅療養とし、必要により医療機関を受診する。

５　応援・受援体制

新型インフルエンザ等発生状況下で非常時優先業務の遂行のため、人的資源が不足する場合は、全庁的に調整するとともに、外部からの支援も積極的に受け入れる。

※[1]新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となる新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を指す

６　今後の取組

⑴ 教育・訓練等の実施

必要に応じて職員研修や訓練を実施する。

教育・訓練等の種類	内　　容	対　　象	頻度（時期）
庁舎避難消防訓練（自衛消防隊）	避難訓練（職員、来庁者）及び消防訓練（初期消火、通報）を実施し、消防署の指導を受ける。	全職員・来庁者	年１回
職員非常招集訓練	徒歩等により参集し、災害対策本部設置及び初動体制の確立訓練を行う。	全職員	年１回以上
非常用発電機立ち上げ訓練	非常用発電機を立ち上げて、起動や電力供給の状態を確認する。非常用コンセント等を確認する。	総・総務班中央調整室関係課	年１回（全停電点検時）
管理職研修	非常時の業務体制、心構えなどを確認する。	管理職	随時
職場研修	業務継続体制の説明、各所属の非常時優先業務や執務環境等を確認する。	全職員	随時
他組織との連携訓練	応援協定の相手先等と連携状況を確認する。	関係課	年１回
MCA 無線通信訓練	本庁と支所との無線による情報伝達を確認する。	危機管理防災課・支所	毎月

⑵ 災害時初動対応の手引きの活用

災害発生時の参集・配備基準や行動手順などを記載した「長野市職員災害時初動対応の手引き」を携帯し活用するよう全職員に周知する。

保存場所　ガルーン＞ファイル管理＞002:総務部＞4000:危機管理防災課＞共有文書＞計画・マニュアル

⑶ 計画の見直し・更新の仕組みづくり

社会的外部環境の変化や機構改革等に伴う組織の変化、通常業務の中で新たに発生する情報とその蓄積など、組織内部にある資源は絶えず変化している。今後、本計画を定期的かつ継続的に見直し・更新を行い、計画のレベルアップを図っていく。

見直し・更新は、以下の場合をとらえて実施する。

ア　被害想定の更新時
イ　地域防災計画の更新時
ウ　事務事業の見直しなど機構改革時
エ　実際の災害対応の中で課題が明らかとなった時
オ　計画内容の点検・検証を行うための訓練等の実施時

⑷ 各部局・各班（課）のマニュアル等整備

各部局・各班（課）が担当する非常時優先業務について、市役所第一・第二庁舎や職員自身

が大規模災害により被災したことを前提に、利用できる資源に制約がある状況下にあっても、着手すべき時間帯に開始・再開することができる対応策を明文化しておく必要がある。

また、必要に応じて、各部局の BCP 策定について今後検討していく。

⑸ 非常時優先業務の点検・確認

各班（課）は、業務の変更等があった場合、本計画に関する様式（分掌業務の非常時優先順位検討に係る記入シート）により速やかに優先順位を再検討し、常に最新の状態にすることにより、対応力の確認を行う。

また、本部班（危機管理防災課）は全体をとりまとめ、非常時優先業務一覧を更新し、全庁で共有できるようにする。

【参考：分掌業務の非常時優先順位検討に係る記入シート】

長野市業務継続計画【震災編】に関する様式

【様式1】 分掌業務の非常時優先順位検討に係る記入シート

部／班名：　　部　　班

ID番号	業　務　名	他情報との関連		発災後の着手時期（以内）									業務着手時に必要な人数	備　考
		地域防災計画との関連（あり：1）	その業務に必要なシステムの有無（あり：1）	3時間	6時間	12時間	24時間	3日	1週間	2週間	1か月	1か月以降		

防災計画上の災害時業務分掌及び通常時の事務分掌（シート３、４を参照）のＩＤ番号を記入。（管理上必要なため。）

記入行が不足する場合は、行を増やして記入。

事務分掌にない業務は、ＩＤ番号を入れずに記入。
１つの事務分掌で内容が分かれる業務は、枝番をつける。（***-01など）

地域防災計画上に位置づけられた事業（応急・復旧事業等）の場合は「1」を記入。

システムを利用する事業の場合は、「1」を記入。

各班の業務優先順位、緊急度等から、発災後の適切な着手時期として考えられる棚に「●」を記入。

様式２の人数と一致させる必要なし。

⑹ 職員動員配備計画の点検・確認

各班（課）は、職員の異動があった場合、速やかに「職員動員配備表」を修正し、常に最新の状態にすることにより、対応力の確認を行う。

併せて、各班（課）は職員緊急連絡網を作成し、所属の職員に周知しておく。

【参考：職員動員配備表（新）】

		4/1付け人事異動による修正を行ってください。		自宅から最寄の支所又は本庁名を記入ください。	所属までの距離を記入ください。	消防団に所属している場合は、階級を記入ください。	前年の配備表データ（参考資料です。転入者については空欄で結構です。）		地域防災計画の配備基準を参照してください。		
班名	所属	役職	氏名	最寄の支所又は本庁	所属までの距離	消防団	配備レベル（前年）	内、警戒準備配備（※）	配備レベル（本年）	内、警戒準備配備（※）	備考

⑺ 指定管理者等への周知と連携

市有施設及びその他設備・施設管理等を行っている指定管理者及び外郭団体並びに事業者等に対して、本計画を周知し、災害時の対応等についてあらかじめ協議する。

市役所第一・第二庁舎を使用している関連団体に対しても、同様に周知し対応について協議する。

長野市業務継続計画（BCP）策定・変更の経緯

平成２５年１２月　【震災編】策定

令和　３年　３月　第１回変更（【大規模災害編】に変更）

令和　４年　４月　第２回変更（被害想定の変更）

令和　８年　６月　第３回変更（【風水害】職員体制の変更）

（新型インフルエンザ等発生状況下における対応の変更）

長野市業務継続計画（BCP）【大規模災害編】

編集・発行：総務部危機管理防災課

〒380-8512　長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

TEL:026-224-5006　　FAX:026-224-5109

Ｅメール：kikibousai@city.nagano.lg.jp